

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 1 月 23 日

秋田地方裁判所民事第 2 部

裁判所書記官 三 浦 恵

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 2 月 6 日から 令和 8 年 2 月 13 日まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8 年 2 月 17 日 午前 10 時 00 分 秋田地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8 年 3 月 10 日 午後 1 時 00 分 秋田地方裁判所民事第 2 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 2 月 18 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 2 月 18 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 1 月 23 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	10, 562, 000 8, 449, 600	一括	2, 112, 400	54, 413	非課税
1	2, 170, 000				
2	8, 392, 000				

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 秋田市新屋北浜町 |
| | 地 番 | 2 6 6 番 4 0 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 9 5 . 9 4 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 秋田市新屋北浜町 2 6 6 番地 4 0 4 |
| | 家屋 番号 | 2 6 6 番 4 0 4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 3 . 4 7 平方メートル
2 階 4 5 . 9 5 平方メートル |

入札時の注意点

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要です。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

（個人の場合）

資格証明書

（法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

（入札方法に関する問合せ）

秋田地方裁判所執行官室 ☎ 018-824-1514

物 件 明 細 書

令和 7年12月 9日

秋田地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 大 高 広 子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、B I Tのお知らせメニューにも登載されています。)

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 秋田市新屋北浜町 |
| | 地 番 | 2 6 6 番 4 0 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 9 5 . 9 4 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 秋田市新屋北浜町 2 6 6 番地 4 0 4 |
| | 家屋 番号 | 2 6 6 番 4 0 4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 3 . 4 7 平方メートル
2 階 4 5 . 9 5 平方メートル |

令和 7年(ケ)第 34号
令和 7年10月 6日受理
令和 7年11月10日提出



現況調査報告書

秋田地方裁判所

執行官 関 知 満

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 秋田市新屋北浜町 |
| | 地 番 | 2 6 6 番 4 0 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 9 5 . 9 4 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 秋田市新屋北浜町 2 6 6 番地 4 0 4 |
| | 家屋番号 | 2 6 6 番 4 0 4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 3 . 4 7 平方メートル
2 階 4 5 . 9 5 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	秋田市新屋北浜町1番8号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☒ 建物配置図のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 建物配置図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 所有者	1 建物内には私が一人で住んでいます。 2 以前、家の中で犬を一匹飼っていました。 3 玄関脇の外壁の傷は、自動車をぶつけてできたものです。

(執行官の意見用)

執行官の意見
1 本件物件の状況は、建物配置図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。 2 玄関脇の外壁が破損している(写真⑥)。 3 敷地内には雑草が生い茂り(写真②、③)、建物の裏手には自転車が放置されている(写真④)。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年10月 6日 (月) 14:00 - 14:05	秋田地方法務局	近隣土地の登記事項要約書を公用で取得
7年10月24日 (金) 11:15 - 11:25	物件所在地	占有調査、外観写真撮影
7年11月 6日 (木) 13:20 - 13:30	物件所在地	立入調査、所有者から聴取、写真撮影
7年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

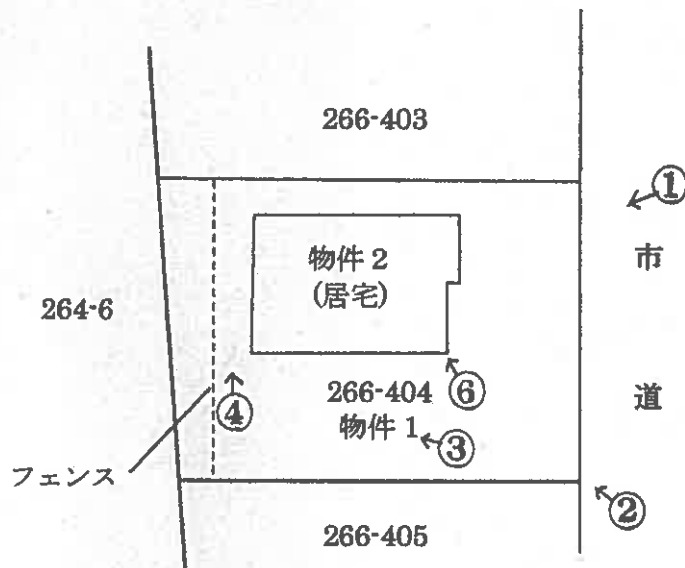
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

建物配置図

事件番号:令和7年(ケ)第34号

所 在:秋田市新屋北浜町266番地404

家屋番号:266番404(物件2)



○→写真撮影位置・方向

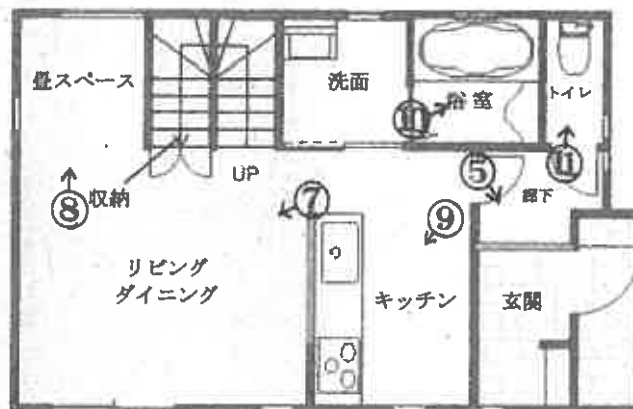
建 物 間 取 図

事件番号:令和7年(ケ)第34号
所 在:秋田市新屋北浜町266番地404
家屋番号:266番404(物件2)

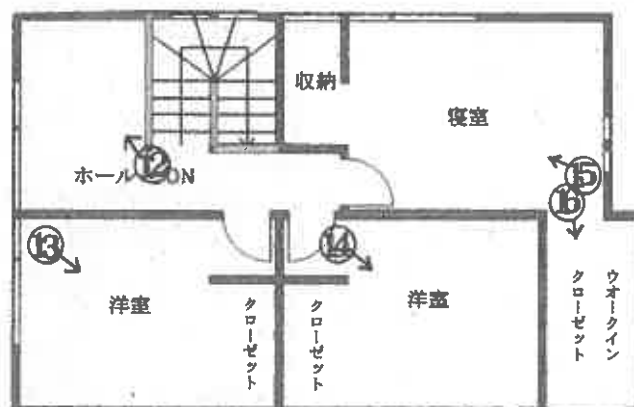


主である建物【居宅】

1 階 約 43.47 m²



2 階 約 45.95 m²



○→写真撮影位置・方向

縮尺 1/100

(6 枚目)

①



物件2

②



物件1

③



物件2

④



自転車が放置されている。

⑤



⑥



外壁の破損
(8 枚目)

⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



⑬



⑭



⑮





令和7年（ケ）第 34 号
令和7年11月6日現地調査
令和7年11月10日評価

秋田地方裁判所 民事第2部 御中



評価書

評価人 不動産鑑定士

山田 光栄

第1 評価額

一括 価 格	
金 10,562,000 円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 2,170,000 円
物件2(建物)	金 8,392,000 円

- ① 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	秋田市新屋北浜町 266番404 宅地 195.94㎡	同 左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	秋田市新屋北浜町 266番地404 266番404 居宅 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 1階 43.47㎡ 2階 45.95㎡ 計 89.42㎡	同 左
特 記 事 項			
特にない			

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等(物件1)

位置・交通	JR奥羽本線「秋田」駅の南西方で道路距離約6.7km。 最寄りバス停「松美ガ丘」(秋田中央交通)の西方で道路距離約900m(徒歩約11分)。	
付近の状況	戸建住宅が建ち並ぶ住宅地域。地域内には特段の変動要因はなく、当面は現状を維持するものと予測する。生活上の便益施設等への接近性は次のとおりである。 勝平保育園 約900m (徒歩約11分) 勝平小学校 約850m (徒歩約11分) 勝平中学校 約450m (徒歩約6分) 市立秋田総合病院 約3.8km いいの内科クリニック 約1.5km ナイス割山店 約2.1km 秋田割山郵便局 約1.4km 秋田市役所 約4.2km (いずれも道路距離) 道路は幅員約6mの舗装市道が標準的である。	
公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制 立地適正化計画	市街化区域 第一種低層住居専用地域 40% 60% なし なし 都市機能誘導区域外、居住誘導区域外
画地の状況 (規模、形状等)	地積 間口・奥行 形状 接道状況 その他	195.94㎡ 間口 約11.7m、奥行 約16.0m ほぼ長方形 路面とほぼ等高の中間画地 なし
接面道路	東側： 幅員約6mの舗装市道(新屋勝平台9号線)	
土地の利用状況及び隣地の状況等	物件2(居宅)の敷地として利用されており目的外建物はない。 物件2の敷地に相当する部分について、物件1には法定地上権が成立すると判断した。 隣接地は南側及び北側は一般住宅の敷地、東側も市道を挟んで一般住宅の敷地となっている。 敷地内の庭は管理されておらず雑草が生い茂っている。また、敷地の裏(西側)には自転車が放置されている。 敷地の裏にはフェンスが張られており、32㎡程度は崖地部分と判断される。	
供給処理施設	水道 都市ガス 下水道	あり(接面道路公設管：あり) あり(建物への接続：なし) あり(建物への接続：あり)

土壌汚染の 可 能 性 等	・ 当該土地に係る土壌汚染に関しては、専門調査機関による調査を行わなければ確定できないが、官公庁への聞き取り調査では、土壌汚染対策法第6条規定の要措置区域及び第11条規定の形質変更時要届出区域に該当せず、第5条規定の調査命令もないとの回答であった。また、当方の現地調査等においても土壌汚染の端緒は確認されず、土壌汚染に結びつく特定施設等の使用来歴も確認されなかった。
周知の埋蔵 文 化 財 等	・ 文化財保護法の周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。
特 記 事 項	・ 本土地は東側が市道に接している。 ・ 秋田市水害ハザードマップによれば、浸水想定区域の指定はない。また、その他土砂災害警戒区域等の指定もない。

2 建物の概況及び利用状況(物件2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) : 令和4年9月16日新築 増改築年月日 : なし 経過年数 : 約 3 年 経済的残存耐用年数 : 約 22 年
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : 合金メッキ鋼板ぶき 外 壁 : 窯業系サイディング ほか 内 壁 : ビニールクロス ほか 天 井 : ビニールクロス ほか 床 : 合板フローリング ほか 設 備 : 電気設備・給排水設備、ボイラー ほか そ の 他 : シャワー付トイレ、エコジョーズ ほか
床 面 積 (現 況)	1階 43.47㎡ 2階 45.95㎡ 延 89.42㎡ (登記と同じ)
現況用途等	階 層 : 2階建 現 況 用 途 : 居宅 間 取 り : (添付間取図のとおり)
品 等	この種の建物としては、使用資材・施工の程度等から中位と判定した。
保守管理の状態	外観については玄関口の一部分に破損がみられたがそれ以外は概ね経年相応の劣化と認められる。内部については目立った汚れや傷等は見られず、経年相応の劣化と認められる。以上から保守管理の状態は普通と判定した。
建物の利用状況	建物所有者が占有している。
特 記 事 項	・ 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1(土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 補正率 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ=オ
1	28,300	0.86	195.94	1.00	4,769,000

ア 標準画地価格（地価公示標準地からの規準）

標準画地は北側幅員約6.0mの舗装市道に接面する地積250㎡程度の整形中間画地。

地価公示 秋田-25

標準地価格 28,300 円/㎡ × 時点修正率 102.1 / 100 × 標準化補正 100 / 102 × 地域格差 100 / 100 ≒ 28,300 円/㎡

◇時点修正：前年の変動率や近年の地価動向を考慮して年間2.5%の変動と判定した。

$1 + (2.5 \% \times 10 / 12 \text{ヶ月}) \approx 1.021$

◇ 標準化補正：方位 1.02

◇ 地域格差：なし

イ 個別格差：

画地条件	0.86	(方位+2、崖地部分-16)	)
街路条件	1.00	(標準的)	)
交通・接近条件	1.00	(標準的)	)
環境条件	1.00	(標準的)	)
行政的条件	1.00	(標準的)	)
その他条件	1.00	(標準的)	)
計	$0.86 \times 1.00 \times 1.00 \times 1.00 \times 1.00 \times 1.00$	≈ 0.86	

ウ 地 積： 登記記録数量

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2(建物)

当該建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向、消費税の課税等も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を判定した。

物件 番号 2	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ=エ
主である 建物	167,000	89.42	0.691	10,319,000
合計				10,319,000

ウ 現価率

(主である建物)

・経過年数約 3.0 年、経済的残存耐用年数 22.0 年、残価率 5 %とした定率法（現価率69.8%）と観察減価法（外壁の一部破損を考慮し、1 %減価と査定）を併用して下記のとおり査定した。

現価率 = $69.8 \% \times (1 - 0.01) = 69.1 \%$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ=ウ
1	4,769,000	0.35	法定地上権	1,669,000

イ 敷土地利用権価格を求めるにあたって、法定地上権の及ぶ範囲は物件1の全体と判断した。また、法定地上権割合は近隣の借地権割合を参考に35% (0.35)と求めた。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評価額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ (千円未満四捨五入)
1	4,769,000	-1,669,000	—	1.00	0.70	2,170,000
2	10,319,000	+1,669,000	—	1.00	0.70	8,392,000
一括価格(合計)						10,562,000

ウ 占有減価修正：ない。

エ 市場性修正：ない。

オ 競売市場性修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示標準地価格 秋田－25

所 在 : 秋田市新屋北浜町178番126

住 居 表 示 : 新屋北浜町7－9

価 格 : 28,300円/㎡

位 置 : JR羽越本線「秋田」駅から道路距離で約6.7km

価 格 時 点 : 令和7年1月1日

地 積 : 221㎡

供 給 処 理 施 設 : 水道、ガス、下水

接 面 街 路 : 東側幅員約6mの舗装市道に接面

用 途 指 定 等 : 市街化区域、第一種低層住居専用地域

建蔽率40%、容積率60%

地 域 の 概 要 : 中規模の一般住宅が多い区画整然とした住宅地域

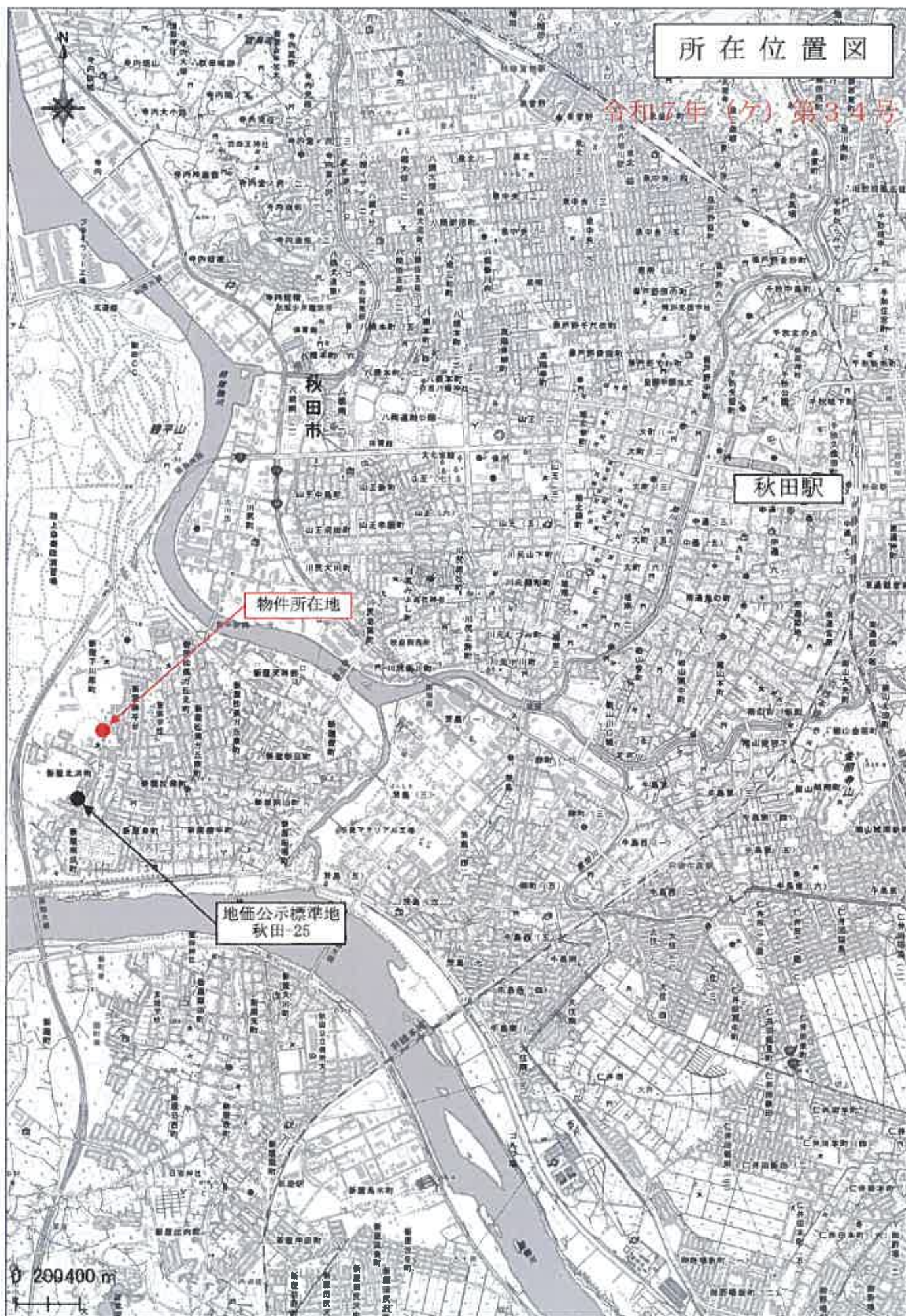
第7 附属資料の表示

- 1 所在位置図 (出典 地理院地図)
- 2 付近案内図 (出典 地理院地図)
- 3 地図(法第14条第1項)写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 建物配置図
- 6 建物間取図

以 上

所在位置図

令和7年(ケ)第34号



付近案内図

令和7年(ㄱ)第34号

物件所在地

市立勝平中学校

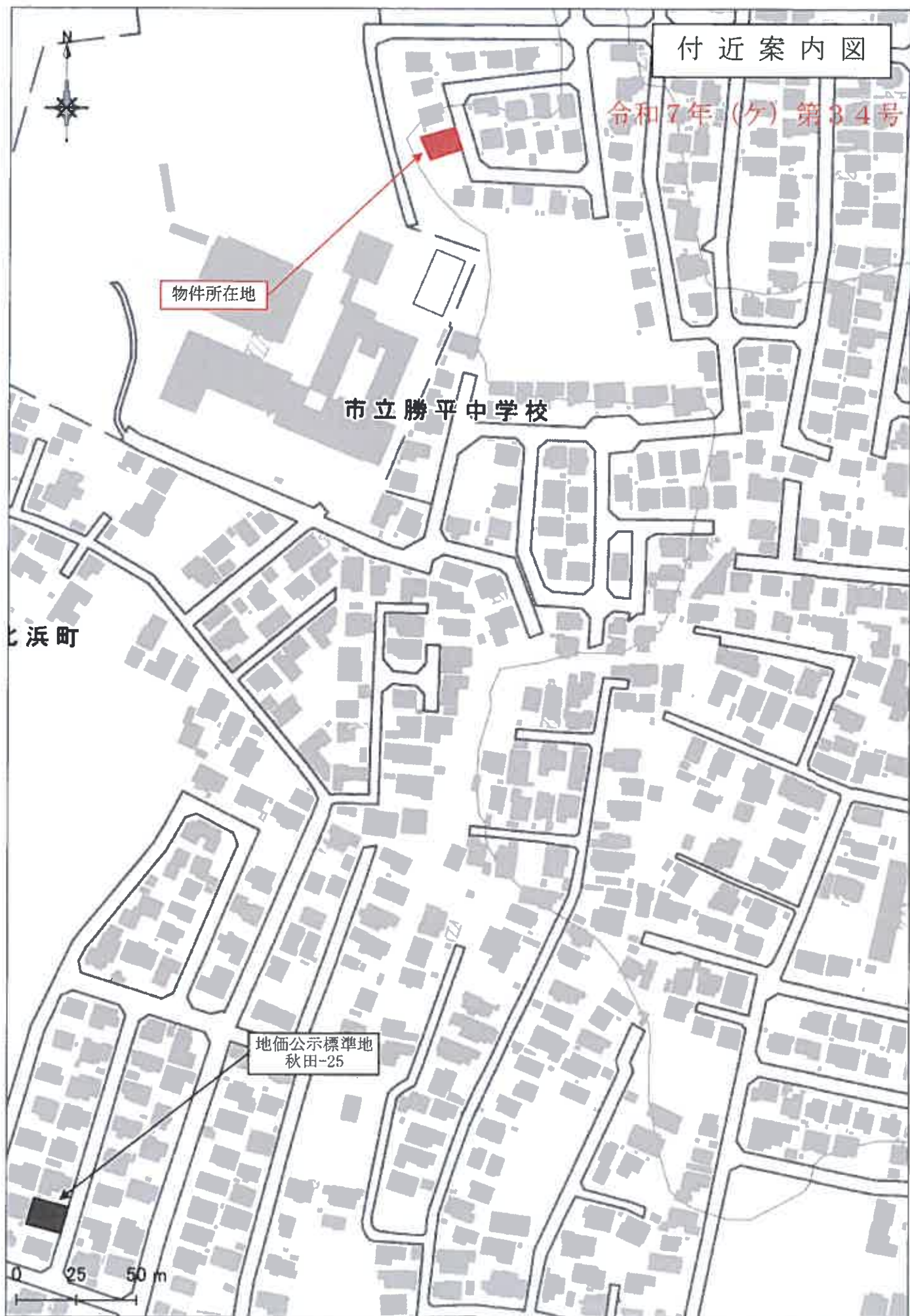
北浜町

地価公示標準地
秋田-25

0 25 50 m

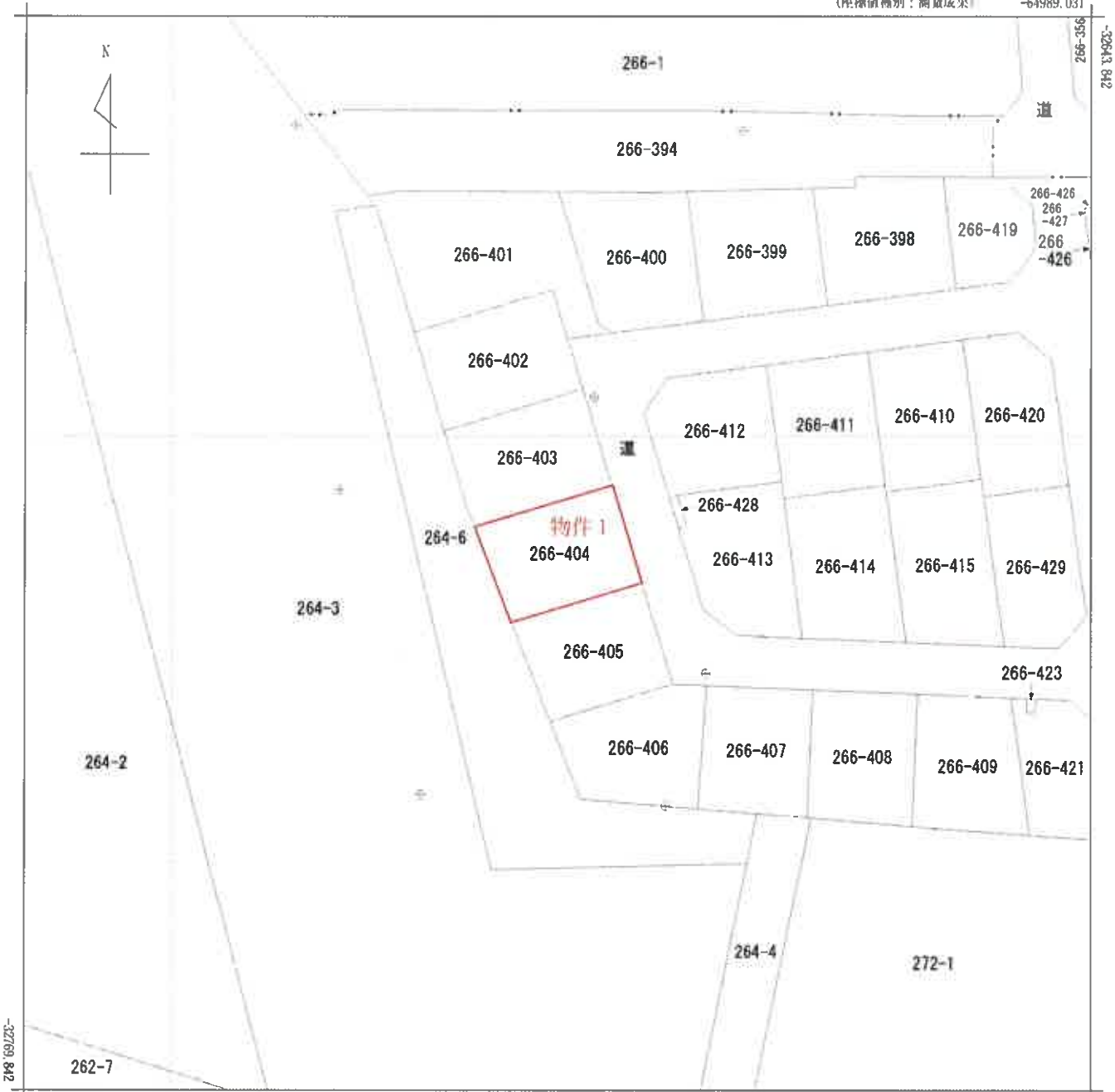
1/2,000

出典：地理院地図



(座標値補正：測量成果)

-64989.031



-65114.031

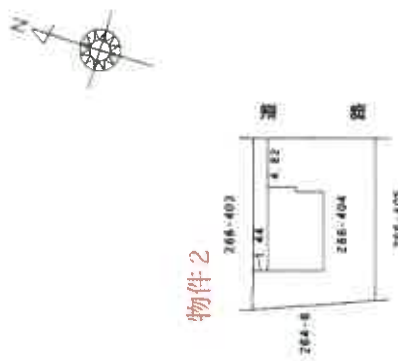
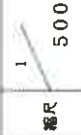
(座標値補正：測量成果)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。

地番
区域
見出

新屋勝平台
新屋北浜町

請求 部分	所在	秋田市新屋北浜町				地番	266番404			
出力 縮尺	1/500	精度 区分	甲二	座標系 番号又は 記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	法務局作成地図
作成 年月日					備付 年月日 (原図)			補記 事項		

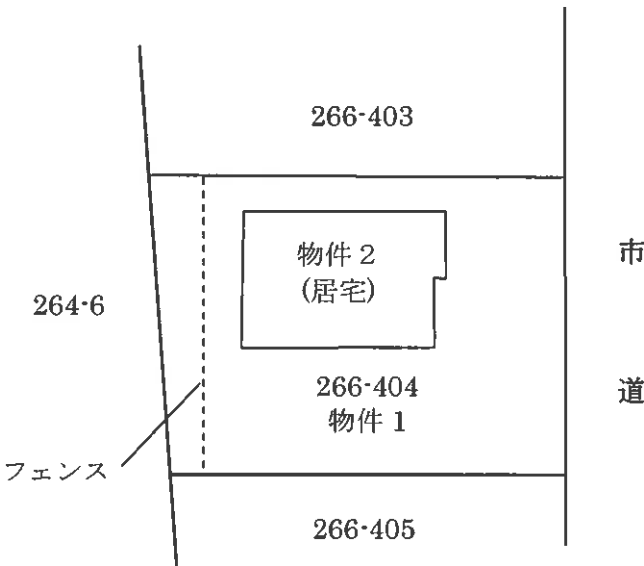
各階平面図		建物図面																								
宗屋番号	256番404	建物図面	256番404																							
建物の所在	秋田市新屋北浜町266番地404	申請人																								
1 階 <table><caption>求積表</caption><tbody><tr><td>①</td><td>7.735×2.730</td><td>$= 21.116550$</td></tr><tr><td>②</td><td>8.190×2.730</td><td>$= 22.358700$</td></tr><tr><td>合計</td><td>43.475250</td><td></td></tr><tr><td>床面積</td><td>43.47</td><td>m²</td></tr></tbody></table> <table><caption>求積表</caption><tbody><tr><td>①</td><td>8.645×2.730</td><td>$= 23.600850$</td></tr><tr><td>②</td><td>8.190×2.730</td><td>$= 22.358700$</td></tr><tr><td>合計</td><td>45.959550</td><td></td></tr><tr><td>床面積</td><td>45.95</td><td>m²</td></tr></tbody></table>  物件2 256-403 256-404 256-405 256-406 256-407 256-408 256-409 256-410 256-411 256-412 256-413 256-414 256-415 256-416 256-417 256-418 256-419 256-420 256-421 256-422 256-423 256-424 256-425 256-426 256-427 256-428 256-429 256-430 256-431 256-432 256-433 256-434 256-435 256-436 256-437 256-438 256-439 256-440 256-441 256-442 256-443 256-444 256-445 256-446 256-447 256-448 256-449 256-450 256-451 256-452 256-453 256-454 256-455 256-456 256-457 256-458 256-459 256-460 256-461 256-462 256-463 256-464 256-465 256-466 256-467 256-468 256-469 256-470 256-471 256-472 256-473 256-474 256-475 256-476 256-477 256-478 256-479 256-480 256-481 256-482 256-483 256-484 256-485 256-486 256-487 256-488 256-489 256-490 256-491 256-492 256-493 256-494 256-495 256-496 256-497 256-498 256-499 256-500 		①	7.735×2.730	$= 21.116550$	②	8.190×2.730	$= 22.358700$	合計	43.475250		床面積	43.47	m ²	①	8.645×2.730	$= 23.600850$	②	8.190×2.730	$= 22.358700$	合計	45.959550		床面積	45.95	m ²	
①	7.735×2.730	$= 21.116550$																								
②	8.190×2.730	$= 22.358700$																								
合計	43.475250																									
床面積	43.47	m ²																								
①	8.645×2.730	$= 23.600850$																								
②	8.190×2.730	$= 22.358700$																								
合計	45.959550																									
床面積	45.95	m ²																								

建 物 配 置 図

事件番号:令和7年(ケ)第34号

所 在:秋田市新屋北浜町266番地404

家屋番号:266番404(物件2)



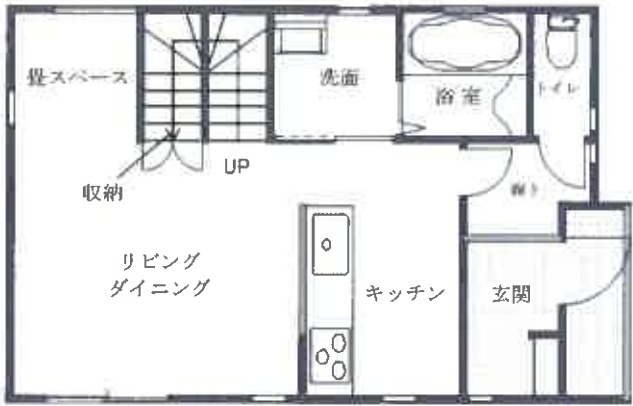
建 物 間 取 図

事件番号:令和7年(ケ)第34号
所 在:秋田市新屋北浜町266番地404
家屋番号:266番404(物件2)



主である建物【居宅】

1階 約 43.47 m²



2階 約 45.95 m²

